

---

F君の「言の葉」に  
込められた魂の逡巡を  
読み解いてほしい

今枝仁（弁護士）

本書は、光市母子殺害事件の被告人F君（本書の著者は実名を記しているが、僕は一応、弁護士であるから、現段階では少年法に従い、匿名で「F君」とする）と奇しくも同い年の女性が、マスコミ情報に頼らず、自分の足で取材し、事件関係者らの「生の言葉」から、この事件の意味を問い直そうというものである。F君の実名をあらわにしたのも、F君の生の姿を見てもらいたいということだろう。少年の保護と更生のために匿名性を求める少年法の精神が、成人と同じように死刑判決を受けたF君に、どこまで要請されるかについても、議論を起すかもしれない。

この事件の概要と経緯については、もはや解説の必要はないと思われる。1つの重大な刑事事件であるとともに、裁判経過自体が大きな「社会的な事件」でもあった。被害者保護、少年事件と死刑、弁護士倫理、裁判報道のあり方など、いろいろな問題を浮き彫りにしたが、僕は、一般人が裁判員として事実認定と量刑判断に参加する裁判員裁判の開始に伴い、裁判の着眼点が「過去の事件の審理から現在の人間の審査へ」「証拠重視から人物重視へ」とシフトしていくを感じた。本書も、「事件関係者の人物重視」という観点から、これまでの裁判資料や事件報道にあらわれていない、F君自身や彼の父親、親族、友人、新旧弁護人の言葉を集め、赤裸々に描写している。特に、本事件の悪質性を強調する

## 今枝 仁（いまえた じん）

1970年9月14日、山口県下関市生まれ。  
1997年、上智大学法学部を卒業し、東京  
地方裁判所刑事部事務官となる。1998年、  
司法試験に合格。2000年、東京地方検察  
庁検事となる。2001年、退官し、広島弁  
護士会に登録。現在、社団法人広島被害者支  
援センター監事も務める。著書に、『なぜ僕は  
「悪魔」と呼ばれた少年を助けようとしたのか』  
（扶桑社）がある。

ために、くり返し報道されるF君の「不謹慎な手紙」については、かつての文通相手を直接取材し、それが書かれた経緯や背景を具体的に明らかにした。おそらく本書が初めての試みだ。

さらに、F君が差し戻し控訴審で死刑判決を宣告されてから、どのような生活をし、何を考えているのかも生々しく描写している。これも本書の立派な特徴である。新たに明らかにされたF君の発言が不謹慎さや無反省さを印象づけてしまう懸念も感じる。しかし、「不謹慎な面、未成熟な面も隠さず、すべてありのままの僕を見てもらい、批判を受けて反省し、日々成長したい」というのがF君自身の願望だ。

F君と何年間も共に過ごした父親や親族、元同級生、教師などによれば、彼は凶悪犯罪を起こすような人物像ではなく、むしろ内向的で気が弱く、行動力のない少年であった。そのF君が本事件を起こした理由を知るには、彼の生育環境や現在の言葉から内面を深く分析し、「人間性」を解き明かすことに尽きる。

著者は、過去から現在までのF君の弁護士をあたり、けんもほろろに取材拒否され、反感を抱いた。その描写が弁護士団バッシングを再燃させ、ひいてはF君に心理的負担を与えないか心配もある。とはいえ、「弁護人のマスコミ対応」という問題を考察するうえでの

価値に期待したい。僕は僕なりに誠意を持って取材に応じたこともあり、著者はよく真意を書いてくれていると思う。もっとも、僕は多くの弁護士から「取材に応じて被疑者・被告人の利益になることは絶対でない。むしろ不利益になるばかりか、(弁護士の)守秘義務違反が問題になる」と叩かれている。

差し戻し控訴審の終盤に、僕はF君から弁護人を解任された。その経緯や理由について、本書では、F君自身の言葉で明らかにされている。これまで、僕は「おそらく弁護方針の相違から来る対立が原因で、弁護団が(F君に自分を)解任させたのだろう」としてきた。一方、安田好弘弁護士は差し戻し控訴審判決後の記者会見で、「彼(今枝)は、被告人の信頼を失った」と説明していた。F君が著者に語った解任の経緯や理由は、おおむね僕が想像したとおりであった。もしかしたら、F君は僕に伝わるよう気を配ってくれたのかもしれないが。

安田弁護士のコメントについては、「死刑判決直後で気が動転していたにしても、もうちょっとマシにできなかったのか」と正直思う。だが僕の言動にも十分反省しなければならぬところがある。解任後に弁護方針の相違をうんぬんするのであれば、むしろ差し戻し

し控訴審の審理が開始される前に、たとえ僕が弁護団のなかでは若輩で発言力が弱かったとしても、安田弁護士らに議論を挑むべきであった。実際、最高裁判所が無期懲役判決を破棄し、広島高等裁判所へ差し戻したあと、どのような弁護方針をとることがベストだったのかは難しい問題である。

弁護団の考え方は、「証拠と被告人の言いぶんをもとに事実関係を確認する。そのうえで初めて被告人の反省が成り立つ」という刑事弁護の基本と言えるもの。これと対極的な考え方が、いわゆる「土下座弁護」だ。つまり、事実関係に疑問があっても、争うことはしないで、ひたすら土下座するように謝罪し、情状を最大限、有利にしようというものである。刑事弁護の実務では、検察官の主張を追従するばかり（と弁護人には見える）の裁判官に対する不信任から、「土下座弁護」に流れる傾向がある。その意味で弁護団の考え方は正統かつ純粹だが、差し戻し控訴審では、F君の強姦目的や殺意など、多くの事実関係を争うことになった。

僕の考え方は、「この事件の『裁判の流れ』と『人間』（関係者）を見て、裁判所が求める点に重点を置くべき」というもの。べつに「土下座弁護」をよしとするのではなく、もちろん証拠や事実関係を軽視してよいというわけでもない。しかし、「F君の反省と悔悟、

遺族への謝罪を通じて、更生可能性があることを訴える」ことが最重要と考えていた。

最高裁で安田弁護士らが弁論をドタキャンしたり、差し戻し控訴審で21人の弁護団が「荒唐無稽」と批判されるような主張を行ったりして、遺族感情はF君に対してだけではなく、弁護人に対しても峻烈なものとなった。しかも、弁護団はマスコミ対応を誤り、遺族や国民に真意を理解してもらおうどころか、猛烈なバッシングを受けた。「遺族への謝罪」という重要課題については、なんの打つ手も浮かばないまま、裁判の行方には暗闇が広がった。そこから脱出しようと、弁護団はF君の強姦目的や殺意を否認する詳細な主張を積み重ねるが、ますます遺族や国民の反発を招いた。

他方、裁判所は何を考えていたのだろうか。

第1次控訴審判決は、検察官提出の新証拠、「不謹慎な手紙」についても検討したうえで、「被告人の反省は不十分であるが、更生可能性がないとは言えない」として、1審の無期懲役判決を維持した。しかし、最高裁は「犯行の悪質性・重大性に加え、遺族感情が峻烈なのに対し、慰謝の措置はまったく講じられていない。特に酌量すべき事情がない限り、死刑の選択をするほかない」として、2審の無期懲役判決を破棄した。ただし、「死

刑の選択を回避するに足りる特に酌量すべき事情があるかどうかにつき、さらに慎重な審理を尽くさせるため、本件を原裁判所（広島高裁）に差し戻す」とした。ここで、最高裁が自ら死刑判決を言い渡さないで、差し戻し審理を求めた意味を考えるべきである。

検察官が起訴し、裁判所が認定した事実によると、犯行の悪質性・重大性は明らかだ。F君は強姦を計画し、被害者を物色。主婦を殺害したうえで姦淫し、乳児までも不必要に殺害した。なんの落ち度もなく、幸福な生活を送っていた2名の尊い命が奪われた。

しかし、2名殺害というのは、死刑が無期懲役かのボーダーラインとされている。さらに本件では、殺害に計画性がなく、犯行時、F君は18歳1カ月（少年法で死刑は18歳未満の者に科すことができない）であり、母親の自殺などの不幸な境遇に育ち、精神的に未成熟だった（少年鑑別記録に「非常に幼い精神構造であったうえに、斜視から脳の器質的障害がうかがわれ、さらに事件時にはかなり退行した心理状態にあった」旨の記載がある）という事情も存在する。刑事司法の「量刑相場」からすると、まず死刑はありえず、重くても無期懲役が予想される事案であった。当然のように1審判決は無期懲役となり、「不謹慎な手紙」の出現による動揺は見られたものの、2審判決も無期懲役とした。

最高裁は無期懲役判決を破棄し、死刑判決の方向で控訴審へ差し戻すが、「重罰化の流れ」

とひとくくりにはできない。最高裁は「事件後の事情」を重視して判断しており、特殊な事案と見るべきだ。その特殊性を自認していたからこそ、最高裁は「事件後の事情」に関する審理を尽くさせるため、控訴審へ差し戻したと考えられる。

「事件後の事情」で大きなものには、

①「不謹慎な手紙」に代表されるF君の反省や謝罪の姿勢の欠如  
②被害者遺族の本村洋さんが峻烈な処罰感情を訴え続けたこと

が挙げられる。この2つの事情を通じて、本事件を知った国民も多い。差し戻し控訴審では、F君の現在の言葉から反省や謝罪の度合いをはかり、それを聞いた本村さんら遺族の言葉（意見陳述）から処罰感情の変化を見る、という展開を最高裁は想定していたと思う。そして、F君の反省や謝罪の言葉が遺族の心に響き、もちろん許されることはないとしても、処罰感情が緩和されるのであれば、「死刑の選択を回避するに足りる特に酌量すべき事情」となりえると考えたに違いない。

ところが、差し戻し控訴審で弁護団はF君の強姦目的や殺意を否認することに全力をあげた。これは大きな賭けだった。主張が認められれば、殺人罪ではなく傷害致死罪（3年以上の有期懲役）が適用されるなど、「事件後の事情」に関係なく、死刑が回避される。

しかし、主張が認められなければ、「ウソをついて罪を軽くしようとした」とされ、反省の欠如とみなされるばかりか、遺族の処罰感情も緩和されるはずがないから、「事件後の事情」はさらに悪化して、死刑が確定になる。

そのような状況ではあったが、僕は、なんとかF君の言葉を遺族に届けたかった。しかし、法廷でF君の言葉を聞いた本村さんは意見陳述で、「君の言葉は、まったく心に入っていない」と言った。僕からすると、事実上の死刑判決だった。閉廷後、記者会見で僕が涙したのは、そういう理由もあった。

結局、弁護団は最高裁が想定した土俵の外で勝負し、敗れた。差し戻し控訴審判決から引用する。

「自己の刑事責任を軽減すべく虚偽の供述を弄しながら、他方では、遺族に対する謝罪や反省を口にすること自体、遺族を愚弄するものであり、その神経を逆撫でするものであって、反省謝罪の態度とは程遠い」

「虚偽の弁解を弄し、偽りとみざるを得ない反省の弁を口にしたことにより、死刑の選択を回避するに足りる特に酌量すべき事情を見出す術もなくなった」

つまり、F君の言葉や態度しだいで、死刑回避もありえたということだ。

現在、最高裁で2度目の審理が行われている。弁護団が同じで、弁護方針も同じである。うから、見通しは暗い。F君の「人間性」が遺族や裁判所に理解されるような立証を願うばかりだ。僕は、量刑判断とは別次元で、F君の反省や謝罪の言葉が遺族の心に響く日が来ることを信じたい。本書で本村さんが「裁判が終わったら」と話しているのは、深い意味が込められているのかもしれない。

この事件ほど、関係者の「言の葉」が舞ったものはない。おそらく今後もないだろう。遺族の峻烈な発言、F君の「不謹慎な手紙」や荒唐無稽な法廷発言、弁護人の稚拙な情報開示――。そこにちりばめられた「言の葉」が、まさに「言霊」となり、事件の審理を左右した。裁判は証拠に基づき審理されるが、ときに魂から発せられた「言の葉」は証拠よりも雄弁に核心を突く。特に裁判員裁判では、「証拠を通じて事件を裁く」ことから、「言葉を通じて人間を裁く」ことに、重点が移るのではないか。

本書には、比類ないほど赤裸々に、かつ正確に、関係者の「言の葉」がおさめられている。それらをどのような枝でつなぎ、幹につないで、木とするか。「葉を見て木を見ず」では、事件の全体像は見えてこない。

「言の葉」で自分の思いを人の心に伝えたり、「言の葉」から他人の本心を理解したりするのは難しい。それらに失敗し、F君は死刑判決を受けた。しかし、人が人の命を奪うということはどういうことなのか、償いとは何か、生きることと死ぬことの意味はなんなのか——。F君は未熟ながらも一生懸命考えている。死刑判決後のF君の「言の葉」に込められた魂の逡巡を読み解くことは、刑事司法のあり方や死生観について、考えさせられる契機になる。